

## i-SB 事業化プラットフォーム規約

(令和5年12月15日制定)

(名称)

第1条 本組織は、「i-SB 事業化プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、コア技術である「i-SB 法」、「樹脂設計・合成技術」及び「次世代技術」について、ものづくり分野での幅広い普及と実装を促進し、プロセスとプロダクトのイノベーションを誘発することで、新たな付加価値の創造と事業化を図る事業化を通じて、持続可能な社会に不可欠な、成長と発展が繰り返されるイノベーション・エコシステムの形成と地方創生を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) コア技術の研究開発及び事業化に関する事業
- (2) イノベーション・エコシステムの形成に必要な産学官連携の促進に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 プラットフォームは、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 国立大学法人岩手大学
- (2) 岩手県
- (3) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター
- (4) 公益財団法人いわて産業振興センター
- (5) 第2条に掲げる目的に賛同する法人及び団体

(役員)

第5条 プラットフォームに次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 1名
- 2 代表は、国立大学法人岩手大学研究担当理事又は副学長をもって充てる。
  - 3 副代表及び監事は、第4条(1)から(4)に掲げる法人及び団体から代表が指名する。
  - 4 代表は、プラットフォームの業務を統括する。
  - 5 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。

(入会及び退会)

第6条 第4条(5)によりプラットフォームへの入会を希望する法人及び団体は、代表へ入会を申し込み、承認を得るものとする。

- 2 会員は、代表へ届け出ることにより退会することができる。
- 3 会員は、第3条に掲げる事業に参加することができる。

(運営会議)

第7条 プラットフォームの意思決定と執行に責任を持つ機関として運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 役員
  - (2) 第4条第1項(1)から(5)に掲げる法人及び団体から代表が指名する者
- 3 運営会議は、代表が議長を務めるものとし、原則事業年度に1回開催する。ただし、代表が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 4 運営会議は、次の各号に掲げる事項について決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃
  - (2) プラットフォームの方針に関する事項
  - (3) その他プラットフォームの運営に関する重要な事項
- 5 代表が必要と認めたときは、外部有識者や関係団体等を運営会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(企画会議)

第8条 プラットフォームの運営を円滑に行うため、運営会議の下に企画会議を置く。

- 2 企画会議は、第4条第1項(1)から(5)に掲げる法人及び団体から代表が指名する者をもって構成する。
- 3 企画会議は、代表が議長を務めるものとし、原則2か月に1回開催する。ただし、代表が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 4 企画会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。
  - (1) 運営会議に付議すべき事項の原案作成及び調整に関する事項
  - (2) 第3条に掲げる事業の企画立案、執行、進捗管理及び検証に関する事項
  - (3) その他プラットフォームの円滑な運営のために必要な事項
- 5 代表が必要と認めたときは、外部有識者や関係団体等を企画会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 プラットフォームの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、国立大学法人岩手大学に置く。

(経費の支弁)

第 10 条 第 3 条の事業の実施に要する経費は、事業を実施する会員の負担をもって充てる。

2 前項に定めるもの以外に、第 3 条に掲げる事業への参加費をもって充てることができる。

(事業年度)

第 11 条 プラットフォームの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 5 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

2 プラットフォームの設立当初の事業年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。